

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和1年12月5日(2019.12.5)

【公開番号】特開2019-178214(P2019-178214A)

【公開日】令和1年10月17日(2019.10.17)

【年通号数】公開・登録公報2019-042

【出願番号】特願2018-67613(P2018-67613)

【国際特許分類】

C 0 9 D 201/00	(2006.01)
C 0 9 D 175/04	(2006.01)
C 0 8 G 18/44	(2006.01)
C 0 8 G 18/40	(2006.01)
C 0 8 J 7/04	(2006.01)
C 0 9 D 175/06	(2006.01)
C 0 9 D 175/08	(2006.01)

【F I】

C 0 9 D 201/00	
C 0 9 D 175/04	
C 0 8 G 18/44	
C 0 8 G 18/40	0 1 8
C 0 8 G 18/40	0 6 3
C 0 8 J 7/04	C F D A
C 0 9 D 175/06	
C 0 9 D 175/08	

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月28日(2019.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プラスチック基材と前記プラスチック基材の表面に形成された塗膜とを有する塗装体であって、

前記塗膜が下記(1)及び(2)を満たし、かつ、

前記塗膜が、少なくとも下記(A)、(B)を水酸基含有成分として含有する主剤と、下記(C)を含む自己修復型塗料より形成されることを特徴とする塗装体。

(1) 塗膜のガラス転移温度が30以上である、

(2) 塗膜のヤング率が1000N/mm²以下であり、塗膜の伸び率が80%以上である。

(A) 水酸基価が80mgKOH/g以上200mgKOH/g以下であり、ガラス転移温度が-100以上0以下であるポリカーボネートジオール、及び

(B) 水酸基価が80mgKOH/g以上200mgKOH/g以下であり、ガラス転移温度が50以上120以下である(A)成分以外の樹脂成分、

(C) イソシアネート系硬化剤。

【請求項2】

前記塗膜が複数のガラス転移温度を有し、その平均値が30以上60以下であるこ

とを特徴とする、請求項 1 記載の塗装体。

【請求項 3】

前記塗膜の架橋間分子量が 700 以上 1200 以下であることを特徴とする、請求項 1 又は 2 に記載の塗装体。

【請求項 4】

前記 (A) 成分の水酸基価と (B) 成分の水酸基価の比 (B) / (A) が、0.5 以上 1.5 以下であることを特徴とする、請求項 1 から 3 のいずれかに記載の塗装体。

【請求項 5】

前記 (B) 成分が、アクリルポリオール、ポリエステルポリオール、ポリエーテルポリオールからなる群から選ばれる少なくとも一種であることを特徴とする、請求項 1 から 4 のいずれかに記載の塗装体。

【請求項 6】

(A) 成分の質量平均分子量が、500 以上 2000 以下であり、(B) 成分の質量平均分子量が、5000 以上 10000 以下であることを特徴とする、請求項 1 から 5 のいずれかに記載の塗装体。

【請求項 7】

(A) 成分 100 質量部に対する (B) 成分の配合量が、40 質量部以上 150 質量部以下であることを特徴とする、請求項 1 から 6 のいずれかに記載の塗装体。

【請求項 8】

水酸基含有成分の総量に対する (A) 成分及び (B) 成分の合計量が、70 質量 % 以上であることを特徴とする、請求項 1 から 7 のいずれかに記載の塗装体。

【請求項 9】

前記プラスチック基材の表面に形成された塗膜が、着色材以外に、粒径 1 nm から 300 nm の無機微粒子を含まないことを特徴とする、請求項 1 から 8 のいずれかに記載の塗装体。